



令和3年12月24日

報道機関 各位

<タイトル>

鴨川市子育て世帯等臨時特別支援事業 「子育て世帯への臨時特別給付金」について

<リード文(またはサブタイトル)>

0歳から高校3年生までの子ども1人当たり10万円を現金で一括支給

<本文>

このたび、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の所得が児童手当制度の所得制限限度額以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行うこととされました。

鴨川市は、10万円を現金にて一括で支給します。

1. 対象児童

- ・令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)支給対象となる児童
- ・令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(特例給付を除く)の支給対象金額と同等未満の場合)
- ・令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)の支給対象児童(新生児)

2. 支給対象者

上記対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者(所得の高い方)に支給します。

[児童手当(特例給付を除く)受給者もしくはそれに準ずる対象者]

3. 申請方法

・申請が不要な方 児童手当(特例給付を除く)を受給している方は、申請不要です。該当する方には、お知らせを送付します。なお、最初に該当する方の振込予定日は、12月27日(月曜日)です。

・申請が必要な方 鴨川市から児童手当(特例給付を除く)を受給していない方は、申請が必要です(中学生以下の子どもがいない高校生等のみの世帯、公務員世帯等)。要件に該当する方等で、申請が必要な方には、申請用紙を送付します。12月17日現在、送付時期と申請受付開始日は、追ってお知らせします。

問い合わせ

鴨川市子ども支援課 子ども福祉係 担当:島口

TEL:04-7093-7113 FAX:04-7093-7115